



さくら

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	.	.	.	.	.	.

ワンポイント 相続土地国庫帰属制度

所有者不明土地の発生予防のため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定要件を満たすことで土地を手放して国庫に帰属できる制度。4月27日から施行され、制度の利用に当たっては、審査手数料や土地の性質に応じて算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月17日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月1日

ふるさと納税

改めて見てみよう
制度と税務上の取扱い



ふるさと納税をした経験のある方はたくさんいると思います。昨年末も駆け込みで多く行われたという報道があり、今年も行った方がいるでしょう。

一方、返礼品目的で自治体を選択することに気を使い、税務については、漠然と恩恵があるぐらいの知識の方が多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、ふるさと納税の概要と利用状況、手続き、税務上の取扱いを見ていきます。

1 ふるさと納税の概要と利用状況

(1) ふるさと納税とは
多くの人はふるさと（地方）

で生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかという問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

この制度は「納税」という言葉がついています。実際には都道府県、市区町村に対する「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。原則として、自己負担額から20000円を除いた全額が控除の対象となります。

また、各自治体は寄附に対するお礼として、返礼品を送ることとしていますが、寄附をして

もらうため、この返礼品がエスカレートしていった現実がありました。現在は、

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

③ 返礼品は地場産品等で、総務大臣が定める基準に適合するものであること

と規定されています。

(2) 自治体の選択と手続き

ふるさと納税は自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体に行うことができるので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選ぶこととなります。特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行う本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

実際にふるさと納税を行う際の手続きについては、選んだ自治体のホームページや、ふるさと納税サイトで確認できます。

(3) 利用状況
令和3年度（令和3年4月

1日）令和4年3月31日）の受入額及び受入件数

全国合計の受入額は約

8302億円（前年度比約1.2倍）、受入件数は約

4447万件（同約1.3倍）となっています。受入額の上位3位は、「北海道紋別市」、

「宮崎県都城市」、「北海道根室市」の順となっています。

海産物、畜産物、農産物の返礼品を目的とした寄附が多いように思われます。

② 令和4年度課税（令和3年1月1日～12月31日）における住民税控除額及び控除適用者数

全国合計の住民税控除額は約5672億円（前年度比約1.3倍）、控除適用者数約741万人（同約1.3倍）となっています。住民税のうち、市町村住民税控除額が多い上位3位をみると、「神奈川県横浜

市」、「愛知県名古屋市中区」、「大阪府大阪市」の順です。

いわゆる大都市圏の市区町村の納税者が、多く寄附していることがうかがえます。

このような自治体について

は、税収が減るという問題も生じています。

2 税務上の取扱い

(1) 控除額の計算

前述のとおり、寄附額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。ただし、一定の上限があります（下図参照「総務省資料」より）。

① 所得税からの控除

（ふるさと納税の額）
 $2000円 \times 所得税率$
ただし、控除対象となるふるさと納税額は総所得金額等の40%が上限となります。

② 住民税からの控除

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ次のように計算されます。

イ 基本分

（ふるさと納税の額）
 $2000円 \times 10\%$
ただし、控除対象となるふるさと納税額は総所得金額等の30%が上限となります。

ロ 特例分

（ふるさと納税の額）
 $2000円 \times (100\% - 10\% \text{（基本分）} - \text{所得税率})$
ただし、住民税所得割額の20%を超える場合は、その金額の20%となります。

① (2)

申告手続き

原則
寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。その際には、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控え（受領書）が必要となります。確定申告を行うと、前述の「控除額の計算」によって所得税と住民税の控除額がそれぞれ決まり、所得税分はその年の所得税から控除（還付）され、住民税分は翌年度の住民税から控除（住民税の減額）されます。

②

ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、申告を行わなくても控除を受けられる「ワンストップ

ふるさと納税 (寄附金)	控除額	所得税からの控除	所得税からの控除：ふるさと納税を行った 年の所得税から控除 【所得税からの控除】
		住民税からの控除	住民税からの控除：ふるさと納税を行った 翌年度の住民税から控除 【住民税からの控除（基本分）】 + 【住民税からの控除（特例分）】
	自己負担額 2,000円		

特例制度」があります。

特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内でふるさと納税を行う際に各自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度は利用できず、確定申告を行う必要があります。また、ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、所得税からの控除はできず、翌年度の住民税の減額のみとなります。

過年分のふるさと納税について申告を行っていない場合、一定の期間は還付申告や更正の請求を行うことができます。改めてご確認ください。

【参考資料】
総務省
「ふるさと納税ポータルサイト」



税金クイズ

明治後期から戦後の昭和25年ごろまで、毎年多くの命を奪った結核療養のための公立の療養所設置が進められる中、特に療養所が集中していた地域は次のうちどこでしょう。

- ①大阪府豊中市 ②神奈川県横浜市
③東京都清瀬市

【解説】

日本において、結核はかつて「亡国病」と呼ばれるほどに罹患者が多く恐れられた病です。明治後期から戦後の昭和25（1950）年頃まで、毎年10万人以上が結核により死亡していました。新鮮な空気・栄養・安静を旨とするサナトリウム（結核療養所）は、明治20年代にドイツ人医師E・V・ベルツによって日本に導入されましたが、当初はいずれも私立で入院料が高く、富裕

層しか入院することはできませんでした。そこで大正期には、庶民の結核患者を収容するために公立の療養所設置が進められます。その中でも療養所が集中していたのが、清瀬村（現・東京都清瀬市）です。昭和6（1931）年に東京府立清瀬病院が建設されたことを皮切りに、周辺の雑木林に次々と結核療養施設が増設され、清瀬村は全国有数の一大療養地となりました。

昭和12（1937）年8月、東京府税制委員会は昭和5（1930）年に廃止した「観覧税」を復活させ、その税収分を清瀬村の結核療養所増設に充当する方針を打ち出しますが実現には至りませんでした。この年の東京府における結核療養所建築工事費の予算は58万円でしたが、8月の追加予算書で66万5,950円に更正されており、その増額分は全て清瀬病院の建築費に起因するもので公債や借入で賄われました。

——— 正解は、③東京都清瀬市でした。
（出典：税務大学校税務情報センター）

創業記念品と源泉徴収

創業記念で支給する記念品は、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、記念品の支給に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与として課税されます。また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、

- その記念品の価額が給与として課税されます。
- (1) 支給する記念品が社会一般的に見て記念品としてふさわしいものであること
 - (2) 記念品の処分見込価額による評価額が1万円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下であること
 - (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給するものは、概ね5年以上の間隔で支給するものであること

KEY WORD 納税地の異動等手続

個人が納税地を異動又は変更した場合、異動後及び変更後の納税地は、国税当局において、提出された確定申告書等に記載された内容等から把握可能であることから、令和5年1月1日以後は、所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書及び所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書の提出が不要とされました（令和4年度税制改正）。

このため、令和5年1月1日以後に納税地の異動又は変更がある場合の手続は、異動後又は変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載することになります。

なお、国税当局からの各種送付文書の送付先の変更等手続を年の途中で行う場合には、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することができます。